

健康管理手帳の交付対象業務の追加に関する論点整理について

1. はじめに

- (1) 有害な業務に従事する労働者及び有害な業務に過去に従事し、現に事業者で使用されている労働者については、労働安全衛生法第 66 条第 2 項等に基づき事業者が特殊健康診断を実施している。また、労働安全衛生法第 67 条の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第 23 条各号に掲げるがんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事していた者のうち、労働安全衛生規則第 53 条第 1 項に規定する一定の要件を満たすものは、離職の際又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し健康診断を実施している。

現在、健康管理手帳の交付対象業務は 13 業務、平成 27 年度末における累積交付数の合計は、約 6 万 7 千件である。

2. 健康管理手帳交付の基本的考え方について

(1) 交付対象業務の基本的考え方

労働安全衛生法第 67 条、労働安全衛生法施行令第 23 条に規定する健康管理手帳交付対象業務については、平成 7 年 12 月労働省の検討会がとりまとめた「健康管理手帳交付対象業務等検討結果報告」において、以下の①～③のいずれの要件も満たす物質の取扱い業務等を、健康管理手帳の交付対象として検討している。

- ① 当該物質等について重度の健康障害を引き起こすおそれがあるとして安全衛生の立場から法令上の規制が加えられていること
 - イ 製造等禁止物質
 - ロ 製造許可物質
 - ハ その他の規制物質等
- ② 当該物質等の取扱い等による疾病(がんその他の重度の健康障害)が業務に起因する疾病として認められていること
 - イ 労働基準法施行規則別表第 1 の 2 第 7 号「がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における疾病」等
 - ロ 中央労働基準審議会(※)の議を経て労働大臣の指定する疾病として、告示により指定された疾病(同別表第 1 の 2 第 8 号)
- ③ 当該物質等の取扱い等による疾病(がんその他の重度の健康障害)の発生リスクが高く、今後も当該疾病の発生が予想されること

(※現行：労働政策審議会)

なお、上記の要件の①ハに該当する、従前の健康管理手帳の交付対象の規制物質等としては、クロム酸及び重クロム酸並びにこれらの塩、三酸化砒素、コークス又は製鉄用発生炉ガス、塩化ビニル又はポリ塩化ビニル及び粉じん作業があり、これらは、特定化学物質障害予防規則等によるばく露防止対策等とともに、健康診断については、労働安全衛生法第 66 条第 2 項等に基づき、事業者が有害な業務に過去に従事し、現に事業者で使用されている労働者を対象に行う特殊健康診断の対象業務とされている。

また、上記の要件の③については、主として近年の労災認定の事例の有無等を勘案してきたところである。

なお、上記の考え方に加えて、近年取扱い等が行われるようになった有害物質で、①に該当するものは、労働者のばく露期間等から労災認定の事例が発生する可能性が低いと考えられるため、別途、国内外の疫学的データ、症例データ、作業環境等を踏まえた検討が必要ではないか。

(2) 交付要件等の基本的考え方

個々の交付対象業務に係る交付要件(労働安全衛生規則第 53 条)については、特定の所見(胸膜肥厚等)、業務従事経験年数等を定めており、症例データ等のほか、従前の交付対象業務(従前の交付対象業務と類似の業務、同様の疾病を引き起こす業務)の交付要件を参考に定めているが、同様の考え方でよいか。

また、健康診断にかかる実施頻度と健康診断項目については、従前の交付対象業務における健康診断や特殊健康診断等を参考に定めているが、同様の考え方でよいか。